

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部中央公民館 No.001

処 分 名	使用の条件の変更・使用の停止・使用許可の取消し
処 分 の 概 要	公民館施設を使用するにあたり、一定の要件に該当する場合、使用の条件の変更・使用の停止・使用許可の取消しがされます。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 8 条
処 分 基 準	館長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用条件の変更、使用の停止、許可の取消しがされます。 (1) 次のいずれかに該当するとき ① 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる ② 建物及び附帯設備を破損するおそれがある ③ 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用する ④ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用する ⑤ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 ⑥ 使用の権利を譲渡、又は転貸したとき (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき (3) 職員の指示に従わないとき (4) 暴力団等の利益になると認められるとき (5) その他管理上支障があるとき ① 公民館の設置目的である生活文化の振興、社会福祉の増進の推進に反すると認められるとき ② 定員を超える使用のとき ③ 大音響を発する機器や火器の使用、又は煙、臭気、騒音、振動等を発生させる使用をする場合で、これに対する対策が不十分であり、他の使用者に不快感を与え、若しくは危険が及ぶおそれがあると認められるとき ④ 身体の危険を伴う、若しくは危険の及ぶおそれのある行為を伴う使用をする場合で、これに対する対策が不十分であり、他の使用者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ⑤ 未成年者の教育上支障があると認められるとき ⑥ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき など
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■社会教育法

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

■春日部市公民館条例

第8条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項第1号から第5号までのいずれか及び第7条に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

2 館長は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなった時は、当該許可の取消しを申し出ることができる。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 第3条

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部中央公民館 No.002

処 分 名	公民館への入館の禁止等
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の公民館への入館を禁止し、又は退館を命じることがあります。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 13 条、春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例第 3 条
処 分 基 準	公民館内の秩序を乱す者、秩序を乱すおそれのある者に対し、公民館への入館を制限し、又は退館を命じることがあります。 ① 大音響を発する機器や火器の使用、又は煙、臭気、騒音、振動等が発生させることにより、他の使用者に不快感を与え、若しくは危険が及ぶおそれがあると認められるとき ② 身体の危険を伴う、若しくは危険の及ぶおそれのある行為により、他の使用者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ③ 館内で飲酒しているとき、又は酒気を帯びて入館したときなど
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■社会教育法 第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。 ■春日部市公民館条例 第 13 条 館長は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。 ■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 第 3 条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。 2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。